

## 【戸塚区】利用申請確認票

次の項目を全て確認し、右側の□にチェックをした上で、**申請書と一緒にご提出ください。**

1	「横浜市保育所等利用案内」をよく読み、内容を確認してください。	<input type="checkbox"/>
2	給付認定保護者は、きょうだい児がいる場合や既に認定をお持ちの場合は、原則同じ保護者で申請をしてください。 一度決定した給付認定保護者を変更する場合は、変更前の給付認定保護者の同意が必要になるなど、通常の認定変更とは異なる手続きが必要ですので、給付認定保護者として申請書に記載する保護者の方を決定する際は、くれぐれもご留意の上、申請してください。	<input type="checkbox"/>
3	申請前に希望する施設を見学し、保育方針、保育時間、受入年齢、延長保育・土曜保育の利用方法、車送迎の可否などを確認してください。見学が難しい場合には、施設に電話等で施設の情報を聞き取ってください。	<input type="checkbox"/>
4	利用を希望する施設の受入年齢を必ず確認してください。利用開始日時点の児童の年齢が受入年齢に満たない場合は、該当園について自動的に取り下げとなります。	<input type="checkbox"/>
5	利用調整は、申請締切日までに提出された書類で行います。提出書類に不足、記入漏れ、内容に誤りがないか確認の上、ご提出ください。 就労先事業者等が記載した「就労証明書」についても、ご自身で裏面の「記入する際にご確認いただきたいこと（重要）」を確認の上、内容に誤りや記載漏れがないか確認してください。 なお、ご提出いただいた書類は返却できませんので、必要に応じてコピーをとってください。	<input type="checkbox"/>
6	障害や重い食物アレルギー、医療的ケアを必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申請前にお住まいの区の区役所こども家庭支援課へ必ずご相談ください。 お子さんの心身の状態や発達について気がかりなことがある場合は、「B利用申請書」の裏面の「申請児童の健康状態等」に記入してください。また、必ずお子さんと一緒に希望施設に見学に行き、受入体制が整っているか確認してください。	<input type="checkbox"/>
7	育児休業中に申請した方は、保育所の利用が決定し、利用を開始した際には、利用開始月末までに育児休業を終了し、翌月1日までに復職する必要があります。 なお、きょうだい同時申請をしている世帯については、状況によって一部取扱いが異なる場合があるため、以下のホームページを確認してください。 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/kyoudaidoujisinsei.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/kyoudaidoujisinsei.html</a>	<input type="checkbox"/>
8	育児休業の延長を希望する方の申請（「B利用申請書」の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」にチェックがある場合）は、優先順位が最下位となりますが、希望している施設の空き状況によっては利用が決定する場合もあります。 なお、利用が決定した場合、保留通知は発行されません。	<input type="checkbox"/>
9	転園申請の場合、転園希望の園に利用が決定した場合、辞退しても元の園に戻ることはできません。申請の必要がなくなった場合には、速やかに転園申請の取り下げをしてください。	<input type="checkbox"/>
10	利用調整で保留となった場合は、利用が決定するまで自動的に翌月以降の利用調整の対象となりますが、「施設・利用調整結果（保留）通知書」（保留証明書）は申請した最初の利用調整月のみ郵送されます。翌月以降も継続して保留となる場合は発行されませんので、必要な場合は保留証明書の発行手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>
11	申請書の提出後、「妊娠がわかった」「転職した」「仕事を辞めた」「家族構成が変わった」「転居した」など状況の変化があれば、必ずお住まいの区の区役所こども家庭支援課へご連絡ください。	<input type="checkbox"/>

上記の内容を確認しました。

年 月 日

保護者氏名

申請児童氏名